

オープンイノベーションと共同研究開発契約の基礎

弁護士 寺下 雄介



1 はじめに

「オープンイノベーション」という言葉を聞くようになって久しくなりました。「オープンイノベーション」は、2003年にヘンリー W. チェスブロウ氏(当時ハーバード大学ビジネススクール教授)が提唱した考え方は、その著書において、「オープンイノベーション」を「企業内部と外部のアイデアを有機的に結合させ、価値を創造すること」であると定義しています。そして、自社のリソースのみでイノベーションを起こすという伝統的なクローズドイノベーションでは、これからの時代において勝てないと述べています。

日本企業は、20世紀において、多くのクローズドイノベーションを起こしてきました。しかしながら、商品の短命化により、事業の素早い立ち上げ、マーケットへの商品の展開など、スピードが求められるようになり、全てのプロセスを自社のみで完成させる従来の方法では、適時の技術開発・商品展開が難しくなってきました。そこで、提唱されたのが、オープンイノベーションです。

2 オープンイノベーションと共同研究開発契約

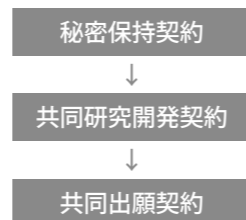
オープンイノベーションを目指す場合、社内外のアイデアを結合させるという性質上、他社と共同して技術開発、商品開発をする場面が増えます。そして、共同して研究開発をする当事者は、それぞれに共同研究開発の目的があり、利益が重なる部分があれば、必ずしも重ならない部分もあります。そのため、互いが共同研究開発を行う目的、求める成果、負担する業務やコストについて、しっかりと協議し、双方にとって共同研究開発を成功させることが大切です。

共同開発の典型的ないくつかの場面があります。例えば伝統的には、完成品メーカーと素材メーカーとの間の共同開発や、完成品メーカーと部品メーカーとの間の共同開発という場面があります。近時のオープンイノベーションにおいては、大企業とベンチャー企業との共同開発という場面も重要です。いずれの場面においても、共同開発によって得られるメリットを最大限享受しつつ、利害の違いによって生ずるデメリットをできるだけ抑えるべく、丁寧な交渉

に基づいて共同研究開発契約を締結、運用し、リスクマネジメントを行うことが大切です。

3 共同研究開発の流れ

共同研究開発を実施する場合、しばしば以下の順番で契約の締結を行います。



まずは、互いに情報交換を行い、受領した情報をもとに、自社が達成したい目的を達成するために適切なパートナーであるかを検討します。情報開示の際には、共同研究開発の可能性を検討する以外の目的で利用されないよう、秘密保持契約を締結するのが適切です。

互いに検討し、双方が適切だと判断した場合には、共同研究開発の目的や業務の分担、知的財産や成果物の取扱いについて協議し、その内容を適切に反映した共同研究開発契約を締結します。

共同研究開発が進み、知的財産が生まれた場合には、必要に応じて共同出願契約を締結します。共同出願契約は、発明ごとに作成されることが一般的です。発明の内容ごとに権利の帰属や持分、費用負担等が異なりうるからです。そのため、複数の発明が生まれる場合には、共同出願契約も複数作成することになります。

この大きな流れを念頭に置くことにより、共同研究開発契約の持つ役割を理解し、定めるべき内容の方向性をイメージすることができます。

4 主要な条項の留意点

本稿の残りでは、共同研究開発契約のうち重要な条項の一部について、要点の解説を行います。

そもそも、共同研究開発を、なぜ行うのでしょうか。それは、自社のリソースだけではできない研究開発を実施し、それにより、自社だけでは得られない成果を得るためです。したがって、決めなければならないことのうち、まず重要なことは、①「何を」研究開発するのか(研究開発の対象)、②「誰が」するのか(業務の分担)、そして③「得られたものは誰のものか、誰が利用できるか」(成果の利用・帰属権限)という点です。このうち、③成果の利用・帰属については、そもそも共同研究開発をするための目的であるため、誰しも関心が高く、注意して検討されます。一方、①②については、相対的に検討が甘くなりがちであり、本稿では、①②に関する留意点を説明します。

1つ目は、「何を」研究開発するのかという点、すなわち研究開発の目的・対象の定めです。これは、共同研究開発契約の適用範囲を画する意味で、

極めて重要です。しばしば当事者は、似たような技術について、本共同研究開発以外にも、単独で、あるいは別の企業と共同で、研究開発をしていることがあります。共同研究開発の目的・対象を、抽象的に広く定めてしまうと、自社が単独で、あるいは別の企業との研究開発をしているつもり業務についても、本共同研究開発の適用範囲に入ってしまう可能性があります。それにより生ずる知財が意図せず共有になるなどの不都合が生ずるリスクが生じます。したがって、研究開発の目的・対象の文言の検討においては、単独開発や、別の他社との共同開発の対象も考慮し、適切にその適用範囲を画定することが重要です。

もっとも、研究開発を始める前に決めることになるため、その段階ではまだ分かっていないことも多く、具体的に定めるといっても、実際にはなかなか困難です。そこで、場合によっては、研究開発の途中で、方向性が固まってきた段階で、覚書などを作成することも検討すべきです。

2つ目は、次に「誰が」するのかという点、すなわち、業務の分担です。1社単独での研究開発と異なり、自社が直接コントロールできない第三者と共同で研究開発をするため、双方の行う業務がしっかりと噛み合うように、認識のすり合わせをすることが重要です。

また、当該条項のみで検討するのではなく、共同研究開発のために自社が負担するコストと、自社が得るであろう成果との関係で、分担する業務が不釣り合いに負担になっていないか、という視点が大切です。

なお、同分野の共同の場合は、どち

らが取り組んでもおかしくない業務を分担することになるため、当事者間で認識の齟齬が生まれないように注意も必要です。

5 まとめ

共同研究開発は、オープンイノベーションのために極めて重要なアプローチであり、今後もその重要性は一層増していくものと予想されます。研究開発が進んで、利害の対立が顕在化してきてからでは、交渉は難しくなります。研究開発の開始段階でははっきりしないことが多いものの、ある程度の柔軟性を持たせつつ、しっかりとした枠組みを契約書に反映させておくことにより、実りある共同研究開発に貢献することができます。

<参考文献>

- Henry Chesbrough著「OPEN INNOVATION ハーバード流 イノベーション戦略のすべて」(2003、産業能率大学出版部)
- NEDOウェブサイト「オープンイノベーション白書 第三版」https://www.nedo.go.jp/library/open_innovation_hakusyo.html
- 経済産業省ウェブサイト「研究開発型スタートアップと事業会社のオープンイノベーション促進のためのモデル契約書ver1.0」<https://www.meti.go.jp/press/2020/06/20200630006/20200630006.html>
- 阿部・井窪・片山法律事務所編「契約書作成の実務と書式-企業実務家視点の雛形とその解説」(2019、有斐閣、第2版)